建設工業
2007.10.3

日事連とBCSが要望書

建築確認円滑化

冬柴国交相「不慣れ原因」

耐震偽装問題の再発防止策として建築確認審査手続きを厳格化した6月20日施行の改正建築基準法の影響で建築確認が滞り、建築着工が減少している問題で、日本建築士事務所協会連合会（日事連、三栖邦博会長）は2日、事態の打開に向けた要望を国土交通省に提出した。建築業協会（BCS、野村哲也会長）も同日、円滑な手続きの実現に向けた要望書を同省に提出した。一方、冬柴鉄三国土交通相はこの問題について「事務手続きの不慣れが原因」との見方を示し、建築着工の減少も近い将来、元に戻るとの楽観的な見通しを示した=2面に関連記事。

日事連は、建築物の安全確保という法改正の趣旨には賛同する一方、建築確認手続きが大幅に厳格化され、建築設計や確認申請の現場で混乱が生じていると指摘。審査機関の対応を統一することで手続きの円滑化を徹底し、混乱状況を改善するよう求めた。申請図書の修正と差し替えについて、合理的な対応を可能に制度見直しも要望した。

同日、国交省で会見した三栖会長は「改正法が施行され3カ月がたったが、混乱状態は好転せず、悪化しているとの意見も出ている。こうした現状を早急に打開していかなくては、建設業界だけでなく国民生活や企業活動など社会全体に大きな経済的損失を与えてしまう」と指摘、「改正法によりスケジュールの管理と工事中の変更が難しくなった。最終的には建築主、国民が不利益を被ることになる」と危機感を示した。

BCSが提出した要望は、設計変更の取り扱いや審査時の添付資料に関する配慮など4項目で構成。現在のような建築確認の混乱状態が続き、民間建築工事の着工や施工が停滞すれば、経済活動に極めて大きな影響が出るとし、国交省に早急な対処を求めた。

一方、冬柴国土交通相は、2日の閣議後の会見で、建築確認審査の厳格化が影響して住宅着工戸数が減少していることについて、「落ち込みは非常に大きいが、事務的な処理が不慣れであるが故に起こっている問題と整理できる」と述べ、建築確認の申請側、審査側の習熟度に要因があるとの見方を示した上で、「近い将来、元に戻っていくと考えている」と今後の見通しを示した。

冬柴国交相は、電話相談や説明会、研修会へのアドバイザー派遣など建築確認の混乱に対する同省の追加対策を説明し、「きめ細かな情報提供などの取り組みを強化・継続することにより、確認手続きが遅延している状況を早急に取り戻したい」と述べた。

要望書について記者会見する日事連幹部＝2日、国交省で

日事連

建築確認手続き円滑化へ2団体が要望書

BCS

日本建築士事務所協会連合会（日事連、三栖邦博会長）が2日、建築確認手続きの停滞打開に向けて国土交通省に提出した要望書は、制度の運用に関する7項目と、制度の改善に関する7項目の合計14項目で構成している=1面参照。

制度の運用については、手続きを円滑化するため、特定行政庁と指定確認検査機関（審査機関）や、指定構造計算適合判定機関（判定機関）の対応と審査を統一するよう要請。申請者と審査機関との事前相談は期間を限定せず、判定機関との事前相談もできるようにすべきだとした。新制度では審査期間とコストが大幅に増えることを、国が国民に直接説明する責任があるとも指摘した。

制度の改善では、申請図書の不整合の修正と差し替えについて、従来通りの対応が可能になるような見直しを求めた。

認定書の写しの添付については「認定番号の表示」を原則とするよう指針の変更を要望。さらに軽微な変更の基準を緩和し、仕様や材料、設備などの「同等品」への仕様変更を「軽微な変更報告書」の対象から外すことを指針で明記するよう求めた。

単純な転記ミスが原因の「申請取り下げ」や「再申請」で申請料を二重に支払わなければならないケースが増えている現状も説明。建築主などの負担軽減のため、「申請取り下げ」「再申請」に関する合理的な手順の明示と申請料の二重請求の排除を求めた。

工事中の計画変更申請についても、従来通りの方法が可能になるよう指針の改正を要望した。

建築業協会（BCS、野村哲也会長）が国土交通省に提出した建築確認手続きの円滑化に関する要望書は、約200項目の具体的事例と併せて、可児才介設計部会長名で国交省住宅局の水流潤太郎建築指導課長に提出した=1面参照。

添付書類について、構造や安全性に影響のない部分でも確認審査を行う特定行政庁・確認審査機関が資料提出を求めていると指摘。申請者に過大な事務負担を強いる結果を招いているとして国交省に指導を求めた。

確認申請段階で設計変更に伴う手続きでは大幅な構造変更などを除き、一定範囲内であれば届け出などの措置で工事停止を回避できるようにすることを要請。中間検査や完了検査の段階でまとめて変更確認を行い、安全性に影響のない変更では、即日手続きを行うような運用を求めている。

備関係機器や内装材料、使用コンクリートなどの最終仕様を求め、手続きが停滞するケースも頻発しているとして、こうした事態を解消するため、製造工場などの確定が難しい部分は構造詳細図や認定書の提出を不要とし、「記載された仕様で審査する」といった対応を取るよう通達などで徹底するべきだとしている。